

おだわらMIRAIアワード表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市で活躍する若者を表彰し、その功績を称えることにより、本市の若者活躍の取組を推進することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、次に掲げる要件を全て満たすものに対して行う。

- (1) 公募する年度の4月1日時点で、本市を主な活動地域とする40歳未満の個人又は構成員の過半数が40歳未満の団体であること。
- (2) 本市のまちづくりにつながる優れた活動を行っていること。
- (3) 市長が別に定める期間において活動実績があること。

(表彰の対象外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体は、表彰の対象としない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主目的として活動するもの
 - (2) 社会通念上、表彰にふさわしくない行為を行っているもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する活動は、表彰の対象としない。

- (1) 営利を目的として行うもの
- (2) 地方公共団体等の委託業務により実施しているもの

(対象者の公募)

第4条 市長は、この要綱の規定により表彰を実施しようとするときは、表彰の対象となるものを公募するものとする。この場合において、推薦は自薦又は他薦は問わないこととする。

2 前項の推薦は、次に掲げる書類を市長へ提出して行わなければならない。

- (1) おだわらMIRAIアワード推薦書(様式第1号又は様式第2号)
- (2) 団体の場合は、構成員名簿(様式第3号)及び定款又は規約
- (3) その他市長が必要と認める書類

(被表彰者の決定)

第5条 市長は、前条の推薦に基づき、被表彰者を決定するものとする。

2 被表彰者の決定に当たっては、本市における他の表彰制度、本市の外郭団体における表彰制度等の対象とならないものを優先して選考し、被表彰者とすることができる。

(おだわらMIRAIアワード審査委員会)

第6条 前条の規定により被表彰者を決定する際は、おだわらMIRAIアワード審査委員会(以下「委員会」という。)を置くこととする。

2 委員長は、おだわらMIRAIアワードに係る事務を担当する企画部副部長をもって充てる。

3 副委員長は、青少年課長をもって充てる。

4 委員は、市職員の中から市長が任命する職員をもって充てる。

5 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、副賞として記念品を添えることができる。

(表彰の時期)

第8条 表彰の時期は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月16日から施行する。